

路面電車と都市の未来を考える会(RACDA)規約

第一条 名称および所在地

本会は、「路面電車と都市の未来を考える会（通称RACDA）」と称し、事務局を岡山市内（岡山市丸の内1-1-15 禁酒会館3F）に置く。

第二条 目的

- (1) 市民の立場から人と環境にやさしい路面電車と都市の未来を考える。
- (2) 路面電車をはじめとする市民が利用しやすい公共交通システムの未来を考える。
- (3) 市民の立場から歩行を中心としたアメニティ豊かな街づくりをめざす。
- (4) 社会的に弱い立場の人々の移動支援や誰もが安心安全な移動を楽しめるノーマライゼーションな街づくりをめざす。
- (5) 岡山から未来を、岡山から世界へ、21世紀のモデルとなるような地方都市づくりをめざす。

第三条 事業

- (1) 路面電車を中心とする新しい都市交通システムの調査研究、企画立案
・第二条に掲げた目的達成のための調査研究、企画・計画立案活動・アンケート・シンポジウム等の実施
- (2) 上記成果の市民への啓蒙啓発活動
・路面電車（やバスなど公共交通）を利用したイベント等の企画実行
・広報・宣伝活動等
- (3) (1)の成果の実現に向けて、行政、関係機関への働きかけ
- (4) 路面電車の環状化の推進
- (5) 国内外の路面電車都市とのネットワークの形成
- (6) 会報の発行および本会の目的達成に必要なその他事業

第四条 会員

本会の会員は次の2種類とする。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員

第五条 会費

本会に必要な経費は、会費、寄付金、その他収入をもってあてるものとし、会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 法人会員 一口 30,000円

第六條 会員の特典

会報・資料等の優先配布、ならびに本会が行う事業の案内、参加優先権など。

第七條 役員

本会は会長、副会長、事務局長ほか、必要に応じて役員を選出するものとする。内 役員 役員の選出、任期、役員規定等は別途定めるものとする。

第八條 顧問

本会は顧問を置くことができるものとする。顧問は役員会において推薦し、会長が任命するものとする。

第九條 事業年度

本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第十條 付則

本規約で対応しえない場合は、役員会において協議し、対応する

ものとする。

※本会則は、平成7年10月1日から実施する。

※当初の役員任期は、平成7年10月1日から平成8年最初の役員会までとする。(以後、毎年最初の役員会までとする。)

※この改正した規約は平成16年3月20日から実施し、第五条については平成16年1月1日にさかのぼって適用する。

員会 第四條

員会 員会

員会入会 (1)

員会入会 (2)

員会 第五條

員会 員会

員会入会

員会入会 (1)

員会入会 (2)